

令和8年4月23日

学生及び保護者 各位

沖縄工業高等専門学校
学生課長（公印省略）

令和8年度前期授業料免除について（通知）

このことについて、令和8年度前期授業料免除の募集を下記のとおり行いますのでお知らせいたします。

つきましては、申請希望の方は下記をご確認の上、所要の手続きを行うようお願いいたします。

なお、授業料免除を申請した場合、採否結果が確定するまでは前期授業料の徴収を猶予することを申し添えます。

記

1. 高等教育の修学支援新制度による授業料減免（新制度による授業料減免）【4年生以上対象】

(1) 新規で申請希望の方

※既に採用（予約採用含む）されている方は、本手続きは不要です。

提出書類：「高等教育の修学支援新制度」に係る学修計画書

提出期限：5月11日（月）

※R7年度からの多子世帯に対する授業料無償化を希望する方は日本学生支援機構給付奨学金に申請する必要があります。（既に給付奨学生に採用されている方（予約採用含む）は新規申請不要です。）

※新制度による授業料減免を申請する方は、日本学生支援機構給付奨学金も併せて申請する必要があります。既に給付奨学金の申請書類を受け取り手続きを進めている方は同内容となりますので、再度の手続きは不要です。詳細は学内メール及び本校ウェブサイト以案内済みです。

本校ウェブサイト：

[高等教育の修学支援新制度 | 国立 沖縄工業高等専門学校](#)

給付奨学金制度については、以下をご確認ください。

【日本学生支援機構 給付奨学金案内】

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html

※2024年（1月1日～12月31日）の収入に基づく住民税情報で審査されます。

以下のウェブサイトです。事前にご活用願います。

【日本学生支援機構 進学資金シミュレーター】

[進学資金シミュレーター | JASSO](#)

2. その他の授業料免除

・災害等の特別な事情による授業料免除【全学年対象】

以下の例に該当する方は、「高等教育の修学支援新制度による授業料減免」とは別に授業料免除が認められる場合がありますので、申請を希望する場合は5月11日(月)までに学生課学生係にご連絡願います。申請書類・提出期限等についてご案内いたします。

※申請要件

- (1) 授業料の免除算定基準日（原則として、前期の授業料にあつては、4月1日、後期の授業料にあつては10月1日をいう。以下同じ）前6月以内において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 授業料の免除算定基準日前6月以内において、学資負担者の非自発的な失職等により著しい家計の急変があつた場合
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変があつた場合

【問い合わせ先・書類提出先】

沖縄工業高等専門学校

学生課学生係

Tel. 0980-55-4032

Fax. 0980-55-4012

Email. ggakusei@okinawa-ct.ac.jp

令和8年度授業料免除申請要項（抜粋）

沖縄工業高等専門学校

I 授業料免除等の申請について

1 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

認定要件を満たす学生は、支援区分に応じて、授業料等減免と給付奨学金による経済的支援を受けることができます。支援を受けるには、本人からの申請が必要です。授業料等減免は学校へ、給付型奨学金は日本学生支援機構へ申請してください。

○対象：本科4年生、本科5年生及び専攻科生

○認定要件：

①国籍・在留資格等に関する要件

→日本国籍を有する者、法定特別永住者等

②進学するまでの期間等に関する要件

・過去に本制度による支援対象者として認定を受けた者は、原則として選考の対象とならない。

・4年次編入学生は、高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、高専に編入学した日までの期間が2年を経過していない者。

例：2025年3月に高等学校を卒業 → 2026年4月編入学（○対象）

2024年3月に高等学校を卒業 → 2026年4月編入学（○対象）

2023年3月に高等学校を卒業 → 2026年4月編入学（×対象外）

・高等専門学校本科を卒業し、それから1年未満の間に、認定専攻科へ入学した者

例：2026年3月に高等専門学校本科卒業 → 2026年4月専攻科入学（○対象）

2025年3月に高等専門学校本科卒業 → 2026年4月専攻科入学（×対象外）

(3) 学業成績等に関する基準

次の基準を満たすこと

○4年生（編入生含む）

次のいずれかに該当すること

・高校等（高専1～3年次）における評定平均値が3.5以上もしくはそれに準ずる成績であること、又は、入学試験の成績が上位2分の1以上であること

・高校卒業程度認定試験の合格者であること

・将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

○5年生、専攻科生

次のいずれかに該当すること

・GPA等が在学する学科等における上位2分の1の範囲に属すること

・修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること

(4) 家計の経済状況（収入・資産）に関する基準

次に掲げる2つの収入および資産の基準を両方とも満たすこと

○収入基準

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に3/4を乗じた額

区分	減免額算定基準額	減免額
第Ⅰ区分	100円未満	満額（上限の範囲内）
第Ⅱ区分	100円以上～25,600円未満	第Ⅰ区分の減免額の2/3
第Ⅲ区分	25,600円以上～51,300円未満	第Ⅰ区分の減免額の1/3
第Ⅳ区分 （多子世帯）	51,300円以上～154,500円未満	満額（上限の範囲内）
多子世帯	上記に関わらず収入制限なし	満額（上限の範囲内）

○資産基準

5,000万円未満であること。但し、多子世帯授業料等減免に関しては3億円未満。

※資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含まない）

2 その他の授業料免除

(1) 災害等による特別な事由による場合

次の①又は②に該当する特別な事由により、授業料の納付が著しく困難であると認められる場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- ② ①に準ずる場合であって、校長が相当と認める事由がある場合

(2) その他特別な事由の場合

他の授業料免除の対象とならない学生のうち、以下①～④のいずれかに該当し、かつ、経済的に授業料の納付が困難^{※1}であると選考機関が認める場合

- ① 授業料の各期の納付期限前6月以内において、学資負担者の非自発的な失職等により著しい家計の急変があった者
- ② 在学した期間が通算して36月を超える等、就学支援金の受給資格のない学科3年生以下の学生であり、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ③ 就学支援金の受給資格対象となる学科3年生以下の学生のうち、課税証明書が発行されない等の理由により、当該制度による加算が認められない又は申請できない者で、かつ、学業優秀^{※2}と認められる者
- ④ その他授業料を免除することが相当と認められる事由がある者

(3) 新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変と認められる場合は、学生課学生係までご相談ください。

※1 「経済的理由によって授業料の納付が困難」^{※1}とは、別途定めるところにより、その者の属する世帯の一年間の総所得金額が一定基準以下となる場合をいいます。ただし、長期療養者がいる世帯、身体障害者がいる世帯など家計の支出が多額となる特別な事情がある者については、特例が認められ、基準が緩和されます。詳しくは下記お問い合わせ先にお尋ねください。

※2 「学業優秀」とは、以下の基準を満たす場合です。

- 一 学科生（第一学年に限る。）及び編入学生（編入1年目の者に限る。） 授業料免除を行う期に応じ、次に定める基準に該当すること。

ア 前期 中学校（編入学生は、直前に在籍していた学校）在学時の成績又は入学試験の成績が入学者の上位3分の2以上であること若しくは校長がそれらと同等の学力があると認めること。

イ 後期 授業料免除を行う期の直前の学期における成績が上位3分の2以上であること又は校長がそれらと同等の学力があると認めること。

- 二 前号に掲げる以外の学生

授業料免除を行う期の直前の期において、各学校が定める標準単位数を修得し、成績が上位3分の2以上であること又は校長がそれらと同等の学力があると認めること。

ただし、母子・父子家庭、生活保護世帯等経済的困窮度が著しく高く特別な事情がある者については、特例が認められます。なお、修得単位が皆無若しくは極めて少ない者、留年している者（授業料の免除を受けようとする年度において、同一学年にとどまっている者をいう。）は、病気、留学など特別な事由があると認められる場合を除き、免除の対象とはなりません。

3 提出書類

提出書類についてはそれぞれ、

- ・ 国立高等専門学校機構における授業料免除 →Ⅱの「提出書類」・Ⅲ「提出書類様式」
 - ・ 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免→Ⅱの「提出書類」・別添（A様式）
- を参照してください。

なお、提出した書類は返却しません。

4 免除許可・不許可の連絡

選考結果は、保護者宛に文書で通知します。

5 その他

- ・虚偽申告が発覚した場合は、認定を取り消し、不正が行われた日の属する学年の始期から認定取消までの間に減免又は免除していた授業料等について、支払いを求めます。
- ・一度お出しただいて受理した届書及び証明書等は、どのような理由であってもお返しできません。
- ・前期申請時に前期分と後期分を一括申請したときでも、選考はそれぞれの期ごとに行うため、前期と後期で選考結果が異なる場合があります。
- ・前期は4月1日、後期は10月1日現在の状況をもとに選考を行います。
- ・授業料免除等の申請に伴う許可、不許可が決定されるまでの間は、その申請に係る授業料の徴収は猶予されます。

7 申請に関するお問い合わせについて

- ・ご不明な点等ありましたら、沖縄高専 学生課学生係（TEL：0980-55-4032）までお問い合わせください。

（8：30～17：15 ※土・日・祝日・年末年始等休業日を除く）

Ⅱ 提出書類

1 全員が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	【初回申請時】 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A様式1）	
	【継続時】 授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（A様式2）	
その他の授業料免除申請者	授業料免除申請書 ※「高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者」については、（A様式1, 2）の提出で代えることができる。 （様式1-1、1-2）	
	家族状況等申告書（様式2）	
	市区町村発行の所得証明書 ・令和8年度分（令和7年所得についての記載があるもの） ・合計所得金額，課税標準額，市民税・県民税額，所得控除の内訳を記載したもので，免除申請者と生計を一とする世帯の全員分（就学者，15歳未満，専業主婦等含む） ※所得がなく所得証明書が発行されない場合は，非課税証明書 ※収入がないために申告をしておらず所得証明書等に金額が記載されない者について，無収入申立書による申立てを行う場合は，新たに申告し所得証明書等を再取得する必要はない。	市区町村役場 ※通常6月以降に発行
	住民票（免除申請者と生計を一とする世帯全員分）の写し	市区町村役場

2 該当者が提出するもの

区分	提出書類	発行機関等
高等教育の修学支援新制度による授業料等減免申請者	【給付型奨学金予約採用候補者】 「採用候補者決定通知」のコピー	日本学生支援機構
その他の授業料免除申請者	「家族状況等申告書」（様式2）により該当する書類	各機関

Ⅲ 提出書類様式

(様式1-1) 授業料免除申請書

(様式1-2) 授業料免除申請書 (給付奨学生)

(様式2) 家族状況等申告書

(様式3) 給与支給 (見込) 証明書

(様式4) 退職及び退職金支給証明書

(様式5) 無収入申立書

(様式6) 母子・父子世帯等申立書

(様式7) 在学及び就学状況等証明書

(様式8) 長期療養者に係る支出 (見込) 額等申立書

(様式9) 主たる学資負担者 (家計支持者) 別居に係る支出 (見込) 額等申立書

※A様式については別添を参照。



高等教育の修学支援新制度 ～返還不要の支援が受けられます！～

以下の世帯が制度の対象です

- ・一定年収以下の世帯
- ・多子世帯

多子世帯で授業料等減免のみ対象となる人も申込みが必要だニャ！

まねこ先生
学びたい学生を見守る
世話好きの先生



まなびーニャ
大学に行って学んだことを生かし、
学校の先生になりたい

注目！

給付型
奨学金の
支給



授業料等減免の支援

授業料・入学金の
免除/減額

きょうだいが
3人以上であれば
授業料・入学金の
減免の対象に！

申請期間

2026年4月～6月・9月～11月

Ⓜ 学校ごとに締切日が異なります。
詳しくは学校に相談のうえ、手続きはお早めに。

[対象となる学校] 大学・短期大学・高等専門学校(4年・5年)・専門学校



ポイントは次頁へ▶▶

学生のみなさん!

高等教育の 修学支援新制度を 知っておこう!

在学中の人で、以下の世帯の人は
条件を満たせば支援を受けられます!

- ・一定年収以下の世帯に属する人 (Point 3 参照)
- ・多子世帯に属する人 (Point 4 参照)

▶ 貸与型奨学金を 借りている人へ

新制度なら給付型奨学金や授業料等減免を受けられる
可能性があります

▶ 今まで奨学金や授業料等の 免除・減額を受けて いなかった人へ

支援の内容が充実しているので確認してみましょう

Point 1

どんな人が対象になるの?

要件を満たす人全員が支援を受けられます。

※学業成績や世帯収入は、引き続き基準を満たしているかを毎年確認します。



世帯収入などの要件を
満たしていること



学ぶ意欲があること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

基準を満たす世帯収入は、家族構成等により異なります (Point 3 参照)。



この他にも要件があります。詳しくはJASSOや文部科学省のホームページ、
JASSOホームページ掲載の「給付奨学金案内」等で確認してください。



給付奨学金案内

Point 2

どのくらい支援を受けられるの?

返還不要の奨学金と授業料・入学金の免除・減額の、二つの支援を併せて
利用できます。

住民税非課税世帯(満額支援)の場合は、下記の額が支給・支援されます(その他の場合については、Point 3へ)。

(住民税非課税世帯<満額支援>の場合)

区 分		給付型奨学金の支給年額		免除・減額の年額	
		自宅通学	自宅外通学	授 業 料	入 学 金
大学	国公立	35万円	80万円	54万円	28万円
	私 立	46万円	91万円	70万円	26万円

- ◆支援額は単位未満を四捨五入しています。
- ◆返還不要の支援を受けている期間は、貸与型奨学金(無利子)の貸与額が調整(減額又は増額)されます(振込額が0円になる場合があります)。
- ◆その他の学校や区分については、右の二次元コードからご確認ください。



給付型奨学金の支給月額



免除・減額の年額

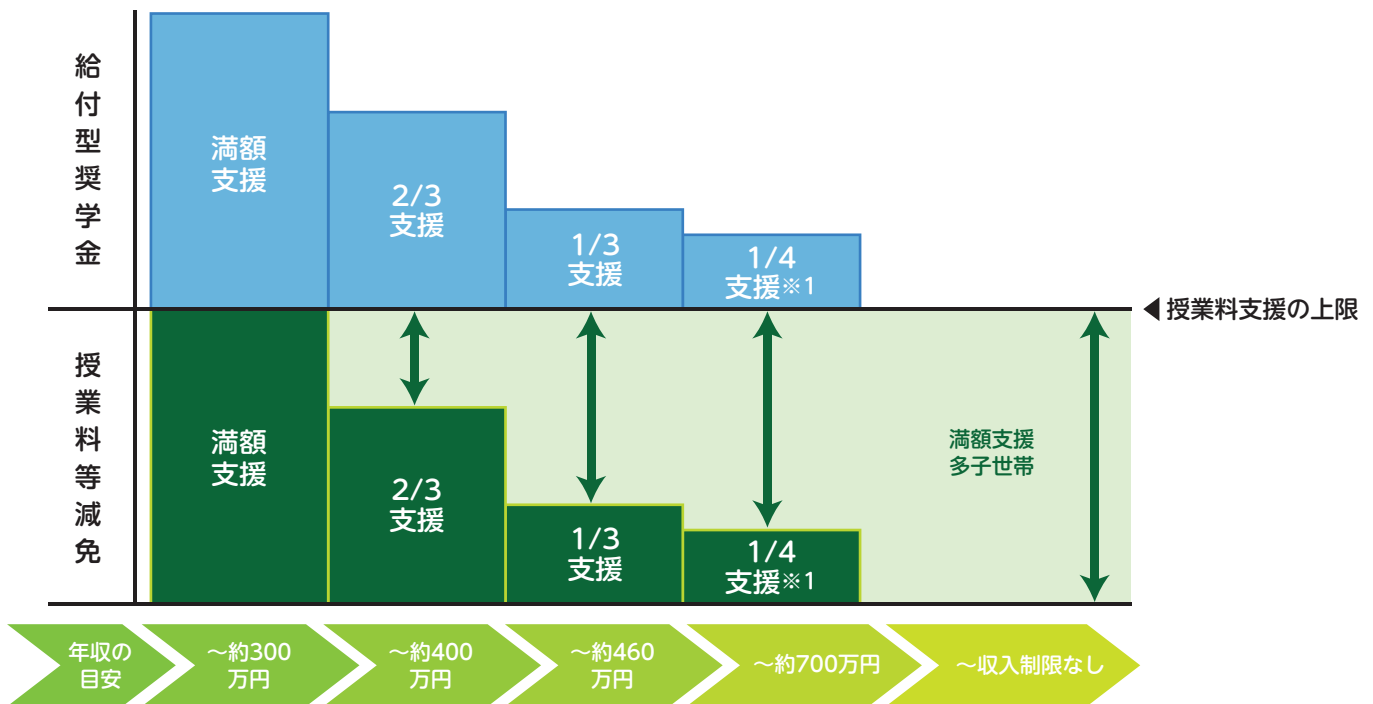
Point3

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯構成や収入などに応じて支援額が決まります。

(多子世帯の場合、収入に関わらず一定額まで授業料・入学金が免除になります。)

「進学資金シミュレーター」(右下の二次元コードよりアクセス)で、支援額や給付型奨学金の月額を試算することができます。



■「多子世帯支援」(扶養する子供の数が3人以上いる世帯)の詳細は、Point4 をご覧ください。

※1 1/4支援については、

- ・多子世帯の場合に、給付型奨学金(満額の1/4)及び授業料等減免(上限額まで)
- ・私立学校理工農系学部等の場合に、給付型奨学金の支給はありませんが、授業料等減免(支援上限額の1/3あるいは1/4)の支援が受けられます。

自分が支援の対象になるか調べてみよう。



進学資金シミュレーター



春に申し込んで対象外だった場合も、秋に再度申し込むことで支援対象となる可能性があります。

Point4

多子世帯支援とは？

きょうだいが3人以上の世帯が対象となります(あなたが生計維持者の住民税上の扶養に入っており、かつ、生計維持者の住民税上の扶養する子供の数が3人以上の場合)。(子供の数が3人以上いる間、第1子から支援)

授業料・入学金は収入制限なく下表の金額を上限に支援が受けられ、給付型奨学金は収入に応じた支援額(満額~1/4額)が支給されます。



収入の基準を超える場合は、給付型奨学金の支給はありません。

授業料・入学金の支援の年額

区分	国公立		私立	
	授業料	入学金	授業料	入学金
大学	54万円	28万円	70万円	26万円
短期大学	39万円	17万円	62万円	25万円
高等専門学校	23万円	8万円	70万円	13万円
専門学校	17万円	7万円	59万円	16万円

どのような場合に対象となるかなど詳細はこちら



◆支援額は単位未満を四捨五入しています。

◆多子世帯支援を受けている期間は、貸与型奨学金(無利子)の貸与額が調整(減額又は増額)されます(振込額が0円になる場合があります)。

主なスケジュール

2026年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは次のとおりです。

2026年 ～4月	準備	 本人	文部科学省やJASSOのホームページで、制度の詳細を確認し、学校から申込書類をもらいましょう。 困ったときは学校や奨学金相談センターに相談してみましょう。	
4月～5月	在学採用 申込み	 本人	インターネットで申込み及びマイナンバー（本人・生計維持者分）の提出を行います。 その後、「奨学金確認書兼地方税同意書」を JASSO に郵送します。 ① 申込期間は学校により異なりますので、在学中の学校に確認してください。	
(申込後)	推薦	 学校	学業成績・学修意欲などを確認のうえ、JASSOに推薦します。	
7月頃	支援開始	 学校 JASSO	利用できる支援（給付型奨学金、授業料・入学金の免除・減額、貸与型奨学金（申込者のみ））を通知したうえで、対象者に 4月分 から支援を行います。	

information



くわしい情報はこちら

まずは、LINE公式アカウント
「高等教育の修学支援」に、ぜひご登録ください。

scan here



<https://line.me/R/ti/p/%40222cbxug>



奨学金に関するより詳しい情報は、
こちらからもご覧いただけます。

scan here



「給付奨学金」
日本学生支援機構 奨学金ホームページ
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>



支援内容や手続きなどについて、誰かに相談したいときは・・・

奨学金に関するよくある質問を、
掲載しています。



日本学生支援機構 奨学金相談サイト
<https://www.shogakukinsupport.jp/>

一般的なお問い合わせの相談窓口です。
日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話：0570-666-301（ナビダイヤル・全国共通）
月曜日～金曜日 9時～20時（土日祝日、年末年始を除く）

◆奨学金の申込手続きは在学中の学校で行います。
手続きのスケジュールや個別の提出書類は、在学中の学校に相談してください。